

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1179

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
1 知事部局			1 知事部局		
組織	職	区分	組織	職	区分
(略)			(略)		
ふじのくに地球環境史ミュージアム	(略)		ふじのくに地球環境史ミュージアム	(略)	
<u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u>	<u>所長</u>	3種	<u>静岡県富士山世界遺産センター</u>	<u>副館長</u>	3種
静岡空港管理事務所	(略)		静岡空港管理事務所	(略)	
(略)			(略)		
2～8 (略)			2～8 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。